

# ”市民後見センターぎふ”は

## 高齢者等の生活・生き方を支援します！

### ■ 市民後見センターぎふの支援方針(理念)

市民後見センターぎふは、高齢者・障がい者などの方々が、地域で、自分らしく生活し、人生の最期を迎えることができるように、ご本人の意思を尊重して支援します。

### ■ 支援内容

#### 安心安全生活サポート

- ★支援対象者 支援を希望される方(判断能力のある方)であれば「どなたでも」
- ★支援内容 日常生活等の困りごと、悩みごとや終活に向けた支援など  
(例) 買物・病院等の同行、病院等での手続、銀行等での生活費の出入れ、預貯金等管理、見守り(話相手)、諸手続き、遺言など
- ★その他の支援 利用者には、急な困りごと(例：入院における準備、同行、手続き、身元保証等)も支援します。

支援の流れ

#### 成年後見サポート

- 支援対象者 成年後見制度によって次のような高齢者、障がい者の方  
・既に判断能力が低下した方 → 法定後見  
・判断能力低下に備える方 → 任意後見契約
- 支援内容 成年後見制度では、財産管理と身上監護(各種手続き等の代理)
- 支援方法 後見人等の受任、法定後見の開始申立て手続きの支援等
- その他の支援 親族後見における後見事務(一部)を支援します。

#### 死後事務サポート

- 支援対象者 身寄りがいない方など
- 支援内容 遺言書作成のお手伝い、葬儀・納骨・財産整理・諸手続きなどの事務
- その他の支援 その他の要望についても支援します。

生活などで困ってる！  
どうしよう？



※ 詳しいサポート内容やご相談(無料)などについて、お気軽にお問い合わせください。



NPO法人市民後見センターぎふ、市民後見相談所 (ぎふメディアコスモス 1階)

電話 090-4407-8376 (相談の際は、事前にご連絡ください。)

# 市民後見センターぎふの利用例

## <利用例その1>

75歳の男性で一人暮らし。現在は元気で、生活で困っていることはないが、身寄りがない(又は兄弟には頼りたくない)ので、今後、病気になった時、認知症になった時、また、亡くなった後が心配である。

### <利用方法>

**ステップ 1** 安心安全生活サポートの支援を利用します。

- ① 元気なとき……月 1 回程度の「見守り」支援を利用します。
- ② 歩行が困難となったとき……生活で困っている「生活費の出し入れ」や「病院の同行、入院手続き(身元保証)」などの支援を利用します。
- ③ 市民後見センターぎふを信頼し、今後も引き続き支援を受けたいと思われたとき……任意後見関係の契約を行い、今後の認知症等で判断能力が低下したときの対応に備えます。

**ステップ 2** 成年後見サポートを利用します。(判断能力が低下しない場合は利用しません。)

- ・ 認知症等により判断能力が低下したとき……任意後見契約に基づいた支援を受けます。

**ステップ 3** 死後事務サポートを利用します。

- ・ 亡くなったとき……契約に基づき、遺志に沿った葬儀、財産整理、手続き等を行います。

◆ この利用方法が、最も利用者のご希望・思い等に沿った支援(自分らしい人生)になります。

## <利用例その2>

私(長男)の母親は、実家で一人暮らしをしているため心配であるが、仕事の関係で遠方で所帯をもっており、実家には頻繁に帰れない。

母親は、現在のところ元気ですが、80歳を超えており、この先、病気になった時などに、すぐに帰れないので困っている。

### <利用方法>

安心安全生活サポートの「見守り」支援を利用します。

#### ■ 「見守りの支援方法(例)」

- ① 月2回程度、実家を訪問します。お母さんとの面談により健康状態等を確認するとともに、困りごと、悩みごとなどを聞き取ります。
- ② 実家訪問後、お母さんとの面談結果を親族の方(長男)にEメールや電話、郵便のいずれかの方法で、定期的にご報告します。
- ③ お母さんに、日常生活の困りごと、急病などの急な困りごとなどがあれば、必要な支援をします。(支援にあたっては、ご本人又は親族の方のご依頼をいただきます。)

◆ 市民後見センターぎふは、利用者の急な困りごとなどにも、速やかに対応(支援)します。

## ～利用料金(基本額)～

### 1 安心安全生活サポート関係基本料金

- ① 同行、買物等の支援 1時間あたり 1000円 必要交通費(1kmあたり15円)
- ② 財産・書類等管理の支援 月額 500円(保管物が多い場合には割増あり)
- ③ 身元保証 月額 1000円(身元保証する期間。預託金なし)

■ 上記①②の利用料金は、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」と同額です。

### 2 成年後見サポート関係基本料金

- ① 法定後見の後見人報酬 家庭裁判所が決定する金額
- ② 任意後見の後見人報酬 社会福祉協議会の報酬金額に準じた金額

### 3 死後事務サポート関係基本料金

10万円(葬儀・埋葬・納骨・財産整理・諸手続き等の事務を委託する場合)

※ 利用料金については、ご相談に応じます。